

京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金交付要綱

平成30年9月26日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府北部を震源とする地震を受け、地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、民間社会福祉施設におけるブロック塀等撤去等工事に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、危険なブロック塀等の撤去等を促進することで、利用者をはじめとする市民の安心・安全を確保することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、条例及び規則並びに建築基準法その他の関係法令に定めるもののほか、特に定める場合を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 民間社会福祉施設 国、地方公共団体又はその他の公的機関以外が設置する社会福祉法第2条に基づく社会福祉事業を実施する施設をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類するものをいう。
- (3) 補助対象ブロック塀等 第2号に規定するブロック塀等のうち、第4条に規定する要件に該当するものをいう。
- (4) 補助対象フェンス等 フェンス、目隠しフェンス、補強コンクリートブロック造の塀その他これらに類するもの（生垣植栽を除く。）のうち、第5条に規定する要件に該当するものをいう。
- (5) 補助対象施設 この要綱の施行日までに第1号に規定する社会福祉事業を開始している民間社会福祉施設のうち、第6条に規定する要件に該当するものをいう。
- (6) 補助対象者 前号の所有者で第7条に規定する要件に該当するものをいう。
- (7) 補助対象事業 補助金の交付を受けて、第8条に規定する要件に該当する工事を実施することをいう。
- (8) 補助対象事業施行者 補助対象者のうち、補助対象事業を実施することを市長が決定したものをいう。

(補助対象ブロック塀等の要件)

第4条 補助対象ブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象施設の敷地内に存在し、補助対象者が所有するブロック塀等であること（複数の者の共有に属する場合は、共有者全員の同意を得ていること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。）。
- (2) 前号に規定するブロック塀等のうち、第10条に規定する交付申請書（第1号様式）に定めるチェックリストにより「要補修」となるもの又は市長が補助対象者が提出する資料により安全性が確保できていないと認めるものであること。

(補助対象フェンス等の要件)

第5条 補助対象フェンス等は、防音性、防塵性等を特に考慮する必要がある場合を除き、原則としてフェンス又は目隠しフェンスによるものとし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補強コンクリートブロック造の塀にあっては、建築士法上の建築士が設計及び施工監理を行い、建築基準法その他の関係法令に基づく安全性を有するものであること。
- (2) その他の補助対象フェンス等にあっては、安全性を十分に考慮したものとする。

(補助対象施設の要件)

第6条 補助対象施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設（療養介護事業、生活介護事業、短期入所事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム並びに身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設（視聴覚障害者情報提供施設に限る。）
- (2) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所、複合型サービス福祉事業所、社会福祉法に規定する無料又は低額な費用で利用させる介護老人保健施設、介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型通所介護事業所
- (3) 児童福祉法に規定する保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、児童厚生施設、地域子育て支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援センター、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設及び病児保育事業を実施する施設
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- (5) その他利用者をはじめとする市民の安心・安全を確保するために市長が特に必要と認める施設

(補助対象者の要件)

第7条 補助対象者は、補助対象施設の所有者で、公租公課を滞納しておらず、第1号から第8号のいずれか並びに第9号及び第10号に該当するものとする。ただし、第9号及び第10号において、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 障害福祉サービス事業を実施する施設（療養介護事業、生活介護事業、短期入所事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）、地域活動支援センター、福祉ホームを運営する社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等及び障害者支援施設、盲人ホーム、身体障害者社会参加支援施設（視聴覚障害者情報提供施設に限る。）を運営する社会福祉法人であること。
- (2) 第6条第2号に定める事業所を運営する社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人であること。

- (3) 保育所，小規模保育事業所，家庭的保育事業所，認定こども園を運営する者であること。
- (4) 児童厚生施設を運営する社会福祉法人，公益社団法人，公益財団法人であること。
- (5) 乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，児童心理治療施設，障害児入所施設を運営する社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人であること。
- (6) 地域子育て支援事業所，児童自立生活援助事業所，小規模住居型児童養育事業所を運営する法人であること。
- (7) 児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所，児童発達支援センター，居宅訪問型児童発達支援事業所，保育所等訪問支援事業所，障害児相談支援事業所を運営する社会福祉法人，医療法人，日本赤十字社，公益社団法人，一般社団法人，公益財団法人，一般財団法人，NPO法人，営利法人であること。
- (8) 病児保育事業を実施する社会福祉法人，学校法人，公益社団法人，公益財団法人，特例社団法人，特例財団法人及び日本赤十字並びに医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院，診療所，及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者であること。
- (9) 補助対象施設の所有者が複数あるときは，補助対象事業を行うことについて，補助対象事業施行者以外の所有者の同意を得ていること。
- (10) 所有者と使用者が異なるときは，補助対象事業を行うことについて，使用者の同意を得ていること。

(補助対象事業の要件)

第8条 補助対象事業は，建築基準法その他の関係法令に基づき適切に行う次の各号の両方又はいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の撤去工事（地面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等（基礎の部分を除く。）の全部を撤去する工事に限る。）
- (2) 前号の工事（平成30年6月18日からこの要綱の施行日の前日までに行った前号の工事に準ずる工事を含む。）に引き続き，原則として同一年度内かつ同一箇所に行う補助対象フェンス等の再設置工事その他市長が利用者をはじめとする市民の安心・安全を確保するために特に必要と認める補助対象フェンス等の設置工事

(補助金の額)

第9条 補助金は，別表に定める方法により算定した額を，本市の予算の範囲内において交付する。

- 2 前項の規定により算出した額に，1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第10条 条例第9条の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者は，交付申請書（第1号様式）及び同様式に定める添付図書を，補助対象事業着手前に市長に対し提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は，前条の申請があったときは，申請の内容を審査し，当該申請が到達した日から30日以内に補助の可否を決定するものとする。ただし，当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは，同期間を延長することができる。

- 2 市長は，前項の規定により交付及び交付額を決定したときは，速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象事業施行者は、条例第18条の規定に基づき、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止について市長の承認を受けたときは、その事実があったときから30日以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（第2号様式）及び同様式に定める添付図書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の決定)

第13条 市長は条例第19条の規定に基づき、前条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、文書により補助対象事業施行者に通知する。

(申請の取下げ)

第14条 補助対象事業施行者は、第11条又は前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、条例第13条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(補助金の請求)

第15条 第13条の規定による補助金の額の確定があったときは、補助対象事業施行者は市長が別途定める請求書により、補助金を請求するものとする。

(特例補助対象事業)

第16条 次号に該当する事業（以下「特例補助対象事業」という。）の交付の申請は、第10条及び第12条の規定にかかわらず、次条に定めるところによる。

- (1) 大阪府北部を震源とする地震の発生日（平成30年6月18日）からこの要綱の施行日の前日までに着手した補助対象工事で、市長が別に定める日までに申請を行った施設

(特例補助対象事業の補助金の交付の申請)

第17条 条例第9条の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第6号様式）及び同様式に定める添付図書を市長に対し提出するものとする。

(特例補助対象事業の実績報告)

第18条 補助対象事業施行者は、条例第18条の規定に基づき、第13条に定める交付の決定を行った日又は事業が完了した日の翌日のいずれか遅い日から30日以内と事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（第2号様式）及び同様式に定める添付図書を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第19条 この補助金は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 他の補助金との重複の禁止

この補助金が対象とする工事の経費について、他の補助金の交付を重複して受けてはならない。

- (2) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業施行者は、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。

(3) 一括下請負の禁止

補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(4) 承認事項

補助対象事業施行者は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請額の変更を伴わない事業費の変更はこの限りでない。

(5) 財産の管理及び処分

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(6) 状況報告

補助対象事業施行者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第4号様式）により速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(7) 事業進捗報告

補助対象事業の進捗状況について、市長から求めがあったときは、これを速やかに報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 補助対象ブロック塀等が要補修となった原因が、補助対象者の故意又は重大な過失によるものであった事実が明らかになったとき。
- (2) 補助対象事業で設置した補助対象フェンス等について、この要綱及び建築基準法その他の関係法令に違反する事実が明らかになったとき。
- (3) 第1号及び第2号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

（仕入控除税額の報告）

第21条 補助金の交付後、補助対象事業施行者が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

なお、補助対象事業施行者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補則)

第 22 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長及び子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

施設種別	基準補助単価（※1） （1メートル当たり）	補助額の算定方法 （補助率）
第6条各号に規定する施設（児童厚生施設を除く。）	撤去工事 12,000円 設置工事 40,000円	補助対象ブロック塀等の長さ（10センチメートル未満切捨て）に基準補助単価を乗じて得た額と、工事費（※2）及び工事事務費（ただし、工事費の2.6％に相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額とを比較して、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
児童厚生施設		補助対象ブロック塀等の長さ（10センチメートル未満切捨て）に基準補助単価を乗じて得た額と、工事費（※2）及び工事事務費（ただし、工事費の2.6％に相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額

（※1）境界標として設置されたブロック塀等に係る補助基準単価は、この額に2分の1を乗じて得た額とする。

（※2）撤去等に係る工事費については、補助対象ブロック塀等の撤去等に伴い発生する必要最低の基礎及び附属物の撤去等の費用を含む（ただし、境界標として設置されたブロック塀等に係る工事費については、補助対象者が負担すべき費用とする。）。